

大阪市北区役所行政財産（エレベーター内壁面） 広告掲出事業者募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名称
大阪市北区役所
- (2) 住所
大阪市北区扇町2丁目1番27号
- (3) 利用時間
月曜日～木曜日・第4日曜日：午前9時～午後5時30分
金曜日：午前9時～午後7時
その他臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日等）
※土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。
- (4) 年間利用者数
約1,100人/日（推定）

2. 募集内容

- (1) 募集する広告の種類
ポスター形式 B2サイズ 縦位置（最大：縦770mm×横570mm）
※広告掲出箇所付近に、次の文章を表記します。「広告に関する一切の責任は広告掲出者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」
- (2) 募集枠数
計4枠（エレベーター2基 1基あたり2枠）
- (3) 掲出場所（別紙1）
大阪市北区役所エレベーター内壁面
※広告は、ポスター枠によりポスターを保護した状態で掲出してください。なお、枠については周囲と調和するものとし、設置位置の詳細等を含めて事前に本市担当者の承認を得ることとします。
- (4) 広告掲出事業者の施設使用形態
広告掲出事業者は、広告掲出場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。
- (5) 使用許可期間
令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
令和8年4月1日以降、更新を希望する場合は、本市が当初設定した募集条件を変更しないことを前提として、使用許可期間満了30日前までに更新申請を行うことにより、当初使用許可の日から5年を超えない範囲（最長で令和12年8月31日まで）で使用許可を受けることができます。
更新を希望しない場合は、許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。
※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可が更新されなかったことに起因して広告掲出事業者が被った損失については、広告掲出事業者の負担とします。

(6) 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。また、広告掲出事業者として決定し、使用料を徴収する際には、消費税等を加算します。

(7) 最低使用料

7,500 円（1 月 1 枠あたり・税抜き）

3. 掲載できない広告

大阪市北区役所行政財産広告掲出要領第 2 条及び第 3 条の各号に該当するもの

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 大阪市税の滞納がないこと
- (3) 大阪市内に本店又は支店・営業所があること
- (4) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと

5. 価格提案参加申込方法等

(1) 申込受付期間

公告の日～令和 7 年 6 月 2 5 日（水）

本市の休日を除く毎日、午前 9 時～午後 5 時 3 0 分（ただし、午後 0 時 1 5 分～午後 1 時を除く）

(2) 申込受付場所

大阪市北区扇町 2 丁目 1 番 2 7 号 大阪市北区役所総務課（4 階 4 1 番窓口）

(3) 申込みに必要な書類

ア 参加申込書兼誓約書（別紙 2）

イ 印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）（原本）

ウ 現在事項証明書の写し

※ イ、ウについては、発行後 3 か月以内のものに限ります。

エ 国税及び大阪市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し（直近の年度のもの）

※ 国税は納税証明書（その 3）に限る。

オ 事業概要（様式自由。会社概要事業内容が分かるもの。）

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。）

6. 質疑書の提出

(1) 質疑書受付期間

公告の日～令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

本市の休日を除く午前 9 時～午後 5 時 3 0 分（ただし、午後 0 時 1 5 分～午後 1 時を除く）

(2) 質疑書の提出方法

所定様式の質疑書（別紙 3）を持参、FAX または電子メールにて提出してください（FAX、電子メールで提出の場合は、送信後に必ず電話にて連絡すること）。

送信先メールアドレス ta0001@city.osaka.lg.jp

※件名は「大阪市北区役所行政財産（エレベーター内壁面）広告掲出事業者募集に関する

る質問」

(3) 回答方法

令和7年6月17日(火)に北区ホームページ(事業者のみなさまへ→入札契約情報→入札契約に関するお知らせ)に掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

URL <https://www.city.osaka.lg.jp/kita/page/0000654433.html>

7. 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和7年6月30日(月) 午前9時30分から午前10時

審査：令和7年6月30日(月) 午前10時から

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市北区役所4階 405会議室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

価格提案書(別紙4)

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状(別紙5)を合わせて提出してください。

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、価格提案箱に投函してください。なお、提案は代理人名で代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、1月・1枠あたりの使用料(税抜き)を表示してください。

ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって1月、1枠あたりの使用料とします。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料を下回る価格によるもの。

イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 指定の日時まで提出しなかったもの。

エ 応募資格者の記名押印がないもの。

オ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。

カ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

キ 応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

ク 他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したとき

はその全部のもの。

- ケ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- サ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」の記載のないもの。
- シ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ス その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 広告掲出予定事業者の決定

掲出予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、掲出予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより広告掲出予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

公告掲出予定事業者を決定したときは、その場で直ちに設置予定事業者名及び決定金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表するとともに、北区ホームページに後日掲載します。

(12) 価格提案審査の中止又は延期

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8. 広告掲出予定事業者の手続き

- (1) 公告掲出予定事業者決定後、令和7年8月1日（金）までに、行政財産使用許可申請書を提出していただきます。
- (2) 本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払っていただきます。

9. 広告掲出予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

10. 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は予定事業者の負担となります。
- (2) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

11. その他

- (1) 応募者は、この募集要項を熟読してください。
- (2) 応募者は、使用予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

- (3) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (4) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な場事項が生じた場合は、その都度北区役所と協議してください。

12. 募集に関する問い合わせ先

大阪市北区役所総務課

大阪市北区扇町2丁目1番27号(北区役所4階41番窓口)

電話 (06) 6313-9941

FAX (06) 6362-3821